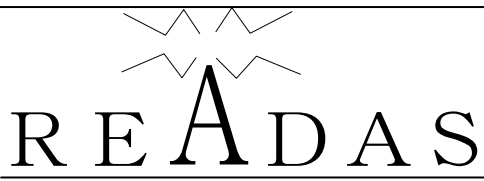


第 5897 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月16日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

固定資産税の特例の創設

Q：平成30年の税制改正では、中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例が創設されるとか。どのような内容ですか？

A：次のような内容です。

【解説】

平成30年の税制改正では、中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例が創設されます。概要は、次のとおりです。

①対象者

中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）

②対象地域

導入促進基本計画の同意を受けた市町村

③対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備

【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】

◆機械装置（160万円以上/10年以内）

◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）

◆器具備品（30万円以上/6年以内）

◆建物附属設備（60万円以上/14年以内）

④その他要件

生産、販売活動等の用に直接供されるものであることと中古資産でないこと

⑤特例措置

課税標準を3年間、ゼロ～1/2に軽減

